裁　決　書

●●●●●●●●●●
審査請求人　●●　●●

処　分　庁　●●●福祉事務所長

審査請求人●●　●●（以下「請求人」という。）が令和元年10月18日に提起した、●●●福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が行った生活保護法（以下「法」という。）による生活保護費の再支給申請却下処分に関する審査請求について、次のとおり裁決する。

主　　文

本件審査請求の処分を取り消す。

事案の概要

1　請求人は、●●市において、平成●●年●●月●●日から主及び妻、三男の3人世帯として生活保護を受給中。

2　請求人は令和●●年●●月●●日頃、●●県にある請求人の父母の墓参りに行く途中、年金全額約●●●●円が入ったカバンを紛失。その後、同年●●月●●日に処分庁へ来所し、生活保護費の再支給の申し立てを行ったが、処分庁は「今回の場合は再支給できない」と回答。

3　同年●●月●●日、請求人及び●●●●弁護士が処分庁に来所し、●●●●弁護士から「生活扶助費の再支給を求める申請書」、請求人からは「保護変更申請書」及び「最低生活維持の生活費の申請願」が提出された。

4　同年●●月●●日、「社会通念上一般に要求される程度の注意をしたにも関わらず、遺失したと判断できない」ことを理由として処分庁は、保護費の再支給申請については不支給と決定、請求人に通知した（以下、「本件処分」という。）。

5　請求人は令和●●年●●月●●日付けで本件処分の内容を不服とし、知事に対して本件処分の取り消しを求める審査請求を行った。

審理関係人の主張の要旨

1　請求人の主張

請求人は、本件処分の取り消しを求めている。

（1）請求理由

法第25条第1項では、要保護者が急迫した状況にあるときは、保護の実施機関は速やかに職権を発動して保護を適用することを義務付けている。このことは法第4条第3項の規定から、その者が保護の要件を欠いている場合でも同様である。

保護の実施機関である福祉事務所は速やかに開始決定を行う義務がある。急迫した要保護者に対する保護の適用については、いささかの懈怠も許されず、処分庁は直ちに保護の再支給決定を行わなければならない。

請求人家族は妻及び三男が身体の不調を訴えるも移送費もなく、院外薬局に支払うべき債務が理由で受診ができていない。他にも、市営住宅費及び携帯電話料金も滞納中であり、各月支払いの電気料金もつなぎ資金の借入等で賄っており早晩、通電が止められることは確実である。

また、現在は民事係争中であり主の求職活動もままならず、収入の見込みも立っていない。

このように、請求人家族は急迫した状態にあることは明らかであるにも関わらず、直ちに保護の再支給の決定を行わない処分庁の不作為は違法かつ不当なものである。

（2）釈明を求める主な事項

ア　処分庁の主張は、「遺失したと判断できないことから、不支給とした。」ということであるが、申請人から遺失についてどのような内容を聴取したのか。また、事実の調査についてはどのように実施したのか。

イ　請求人は令和●●年●●月●●日から生活扶助費の遺失を理由に保護費の再支給を求め続けたが処分庁は一貫して「支援も援助もできない。」との方針を示していたが、同月●●日に●●●●●●●●・●●●ネットワーク　●●●●弁護士の同行のもと、保護費の再支給申請を行った途端、食糧支援を行うとの説明があり、翌日●●日に処分庁より食料の支援を受けた。なぜ、弁護士が同行したことにより急激に態度を変更し、食料のみの援助を行ったのか。

ウ　処分庁は●●●●●●●●・●●●ネットワーク　●●●●弁護士から令和●●年●●月●●日に本件遺失についての問い合わせに対して「請求人の過失が大きいので再支給はしないということになっています。」と回答しているが、処分庁より受領している決定通知書には遺失内容の記載はされず、「遺失したと判断できないことから、不支給とする。」と標記されており、この内容の齟齬について説明を求める。

2　処分庁の主張

処分庁は、以下のとおり主張し、本件処分は適正な手続きを経て行った適法、正当な処分であることから、本件審査請求を棄却するとの裁決を求めている。

（1）釈明を求める事項に対する回答

ア　令和●●年●●月●●日に請求人が来所し、請求人から令和●●年●●月●●日頃に●●県にある自身の父母の墓参りに行く途中に、●●県●●郡●●町の公衆電話から就労応募先に明日の予定の確認をしたところ、明日面接を行うと言われ、舞い上がってしまい、公衆電話にカバンを忘れてしまった。30 分くらい走って何か飲み物を買おうとしたところ、カバンを忘れてきたことに気づき引き帰してみたが、カバンはなかった。カバンには年金を全て引いて入れていたので、お金がないとの事情を聴取した。

年金全額が入ったカバンの紛失の事実調査については処分庁は請求人及び●●警察署から事情を詳細に聴取し、十分に調査を行っていることから、実地調査については必要性がないと判断した。

イ　今回の再支給にかかる申請は請求人の意志によるものであり、弁護士の同行の有無に関係なく受理されるものである。以上のことから、弁護士の同行により処分庁が急激な態度を変更している事実はない。

食料支援については処分庁にて検討を行ったが、行政処分としては不可能であった。生活保護受給者はフードバンク等の利用も不可能であったことから、請求人世帯の困窮状態を鑑みた一職員の善意により、個人で食料を購入し、援助したものである。

ウ　●●●●弁護士から保護費再支給の不支給理由についての架電による質問があった際に、請求人は墓参りに年金全額●●●●円と必要以上の金品を携帯しており、社会通念上一般に要求される程度の注意をしていたとは判断できないことから、請求人の過失が大きいと説明したものであり、内容に齟齬はない。

（2）意見

本件処分については、請求人が●●県●●郡●●町において年金全額が入ったカバンを遺失したとして、処分庁に対して令和●●年●●月●●日付で保護費の再支給に係る保護変更申請書の提出があったものについて、生活保護法による保護の実施要領について（昭和 38 年 4 月 1 日付け社発第 246 号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第 10 の 4 及び生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて（昭和 38 年 4 月 1 日付け社保発 34 号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。）問第 10 の 16 答に基づき、請求人は墓参りに年金全額約●●●●円と、必要以上の金品を携帯しており、社会通念上一般に要求される程度の注意をしたにも関わらず、遺失したことが挙証されていないと判断し、保護費の再支給を不支給とする決定をしたものである。

以上、本件処分は適正な手続きを経て行った適法、正当な処分であり、本件審査請求を棄却

するとの裁決を求める。

理　　由

1　本件に係る法令等の規定について

（1）扶助費の再支給

局長通知第10の4、前渡された保護金品又は収入として認定された金品（以下「前渡保護金品等」という。）を失った場合で、次のいずれかに該当するときは、失った日以後の当該月の日数に応じて算定された額の範囲内において、その世帯に必要な額を特別基準の設定があったものとして認定できるものであること。

ア　災害のために前渡保護金品等を流出し、又は紛失した場合

イ　盗難、強奪その他不可抗力により前渡保護金品等を失った場合

（2）扶助費の再支給に係る留意事項

課長通知問第10－16答

ア　盗難、強奪その他不可抗力の認定

（ア）　盗難、強奪

金額の多寡を問わず、警察に被害届を出し捜査依頼を必ず行わせること。

（イ）　その他不可抗力

その他としては遺失等が考えられるが、社会通念上一般に要求される程度の注意をしたにも関わらず、遺失したことが挙証されない限り、不可抗力とは認められない。遺失の場合も、警察に遺失届の提出を必ず行わせること。

（後略）

（3）職権による保護の開始及び変更

（法第25条）

保護の実施機関は、要保護者が急迫した状況にあるときは、すみやかに、職権をもつて保護の種類、程度及び方法を決定し、保護を開始しなければならない。

（後略）

（4）保護金品の再支給

生活保護問答集について（平成21年3月31日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）問10-16答

本来、扶助費はこれを所定の方法で相手方に交付すれば給付として完了するものであり、いかなる事情の場合も当然に再支給する義務を負うものではない。

実施要領に規定されているところは、特定の場合の取扱いを示したにすぎないものである。したがって、盗難や災害の事例を種々の方法により確認するだけでなく預貯金、手持金等の状況を勘案した上で最小限度の額を支給することとすべきである。

2　事実認定に関する判断

局長通知第10の4及び課長通知問第10－16答によると、扶助費の再支給にあたっては、不可抗力による遺失であることが適用の条件となるが、本件は●●●●円の現金を持ち歩くこと自体の不注意に加え、公衆電話内にその現金の入ったカバンを置き忘れており、請求人が社会通念上一般に要求される程度の注意をしたとは言いがたく、不可抗力とは認められない。しかしながら法第25条では要保護者が急迫した状況にある時には、速やかに保護の種類・程度及び方法を決定し開始することとされており、その際は、問答集問10－16答のとおり預貯金、手持金等の状況を勘案した上で最小限度の額を支給すべきとしている。今回の場合、請求人家族は年金全額の紛失により急迫した状況にあったことは明白である。したがって、請求人に対して急迫状況の確認等の調査を行う必要があるが、処分庁はこれらの調査を十分に行っておらず、本件処分は正当性に欠けると言わざるを得ない。

3　結論

以上のとおり、本件審査請求には理由があるため、行政不服審査法第46条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和２年６月２日

審査庁　高知県知事　　濵田　省司　印